

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2015

月刊

# 中小企業レポート

# 5

No.462

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

平成27年度 長野県中小企業融資制度のご案内



# KENSHIN INNOVATION

創造こそ、革新への力。

## イノベーション事業支援資金

新技術や高度な知識を軸にした、創造的・革新的な新製品の開発等、  
イノベーション事業のための開発費・設備資金等にご活用ください。

ご融資金額

1先あたり上限 **1億円**

ご融資利率

金利は新発5年国債利回りを基準に設定させていただきます。  
**最優遇金利 年0.05%**(固定金利)

■資金枠／50億円 ※50億円に達したところで取扱を終了させていただきます。

■ご融資期間／最長5年 ■ご利用いただける方／イノベーション事業を起業または展開する長野県内の法人・個人事業主 ■担保／原則、物的担保が必要です。■保証人／法人の場合は原則として代表者、個人の場合は原則不要 ■保証会社・保証料／ご融資金額の50%は長野県信用保証協会の保証を受けていただけます。同協会の保証分につきましては、別途信用保証料が必要となります。※審査の結果、ご融資できない場合がございます。※店頭でご返済額を試算いただけます。●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2015

5

No.462

- 
- 2 特集  
平成27年度  
長野県中小企業融資制度のご案内
- 
- 7 信州の街道物語  
中山道 特異な宿場 岩村田宿
- 
- 8 しあわせ信州食品開発センターが  
オープンしました
- 
- 10 好機逸すべからず  
株式会社マスターマインド（塩尻市）  
株式会社ヤマザキアクティブ（坂城町）
- 



《つどいの館「こてさんね館」》

中山道岩村田宿に平成26年度オープンしたつどいの館「こてさんね館」。

地域の皆さんや旅人が気軽に集まり立ち寄れる場所として岩村田本町商店街に設けられた。施設内には飲食店7店舗や会議室、コミュニティスペースがある。入口には岩村田宿の宿場絵図が掲げられている。

「こてさんね」とは「たまらなく、いいね」という感情を表現した佐久の方言。

表紙写真は東京からの中山道ウォーキングの観光客がこてさんね館を休憩場所として利用した時のもの。

# 特集 平成27年度 長野県中小企業融資制度のご案内

県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

※限度額の（ ）内は、事業協同組合等の中小企業団体の場合です。

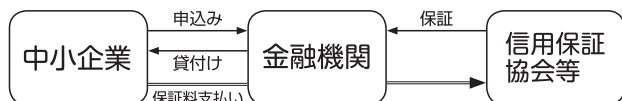
## ■中小企業振興資金（一般枠）

- 【対象者】 経営の安定又は合理化のための資金を要する方
- 【限度額】 [設備] 1億円（1億1,000万円）  
[運転] 5,000万円（6,000万円）
- 【利率】 年2.3%  
貸付期間1年以内の場合 年2.0%
- 【期間】 [設備] 7年以内、自動車5年以内、建物等13年以内（うち据置1年以内）  
[運転] 5年以内（うち据置6月以内）
- 【信用保証料】 2.20%以内
- 【保証人】 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】 必要に応じて徴する。
- 【その他】 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする場合は5人）以下の会社又は個人等の小規模事業者（以下、「小規模事業者」という。）の場合には、従来の県制度資金を借り換えることができる場合があります。この場合、新規の借入額を追加することが可能です。

## ■中小企業振興資金（流動資産担保枠）

- 【対象者】 売掛金債権や棚卸資産を担保として、流動資産担保融資保証制度を利用して融資を受けようとする方
- 【限度額】 [運転] 5,000万円
- 【利率】 年2.0%
- 【期間】 [運転] 1年以内（根保証を利用する場合は1年）
- 【信用保証料】 0.68%
- 【保証人】 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】 売掛金債権、棚卸資産

### <融資手続き> 中小企業振興資金



※ 中小企業振興資金については、金融機関窓口へ直接お申込ください。

## ■経営健全化支援資金（経営安定対策）

- 【対象者】 ① セーフティネット保証7号に該当する方  
※セーフティネットの認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。  
② 経済変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方（知事特認）  
(ア) 最近3ヶ月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が過去3年いずれかの同期に比べ同じか減少  
(イ) 最近6ヶ月間の売上高又は収益性が前年同期に比べ同じか減少  
(ウ) 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べて同じか減少
- 【限度額】 [設備] 3,000万円 [運転] 3,000万円
- 【利率】 年2.1%
- 【期間】 [設備] 9年以内（うち据置1年以内）  
[運転] 7年以内（うち据置1年以内）
- 【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内  
セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし
- 【保証人】 原則として法人代表者以外不要
- 【担保】 必要に応じて徴する。

## ■経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

- 【対象者】 ① セーフティネット保証1～6号、8号に該当する方  
※セーフティネットの認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。  
② 経済変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方（知事特認）  
(ア) 災害、異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少していること。  
(イ) 災害、異常気象又は経済の変動等の影響を受けており、最近3ヶ月間の売上高が前年同期に比べ同じ

か減少しており、かつ、直近決算期の収益性が0%以下で次の式を満たすこと。

1期前の決算期の収益性－直近決算期の収益性 $\geq$ 1.5%

- (ウ) 急激な為替相場の変動の影響に伴う経営環境の悪化により、最近3ヶ月以内（1ヶ月単位）の売上高又は収益性が、その前の同期間又は、前年同期に比べ5%以上減少していること。
- (エ) 災害の影響を受け、災害発生後2ヶ月のうち1ヶ月の売上高又は収益性が、その前の月若しくは前年同月に比べ5%以上減少していること。
- (オ) 平成26年9月27日の御嶽山噴火による影響を受け、平成26年10月若しくは平成26年11月の売上高又は収益性が、その前の月若しくは前年同月と比べ5%以上減少していること。＜取扱期間：平成27年5月29日まで＞
- (カ) 平成26年11月22日の長野県神城断層地震による影響を受け、平成26年11月若しくは平成26年12月の売上高又は収益性が、その前の月若しくは前年同月と比べ5%以上減少していること。＜取扱期間：平成27年6月30日まで＞

③ 連鎖倒産を防止するために資金を必要とする方

【限度額】	[設備] 3,000万円 [運転] 5,000万円
【利率】	年1.8%
【期間】	[設備] 9年以内（うち据置1年以内） [運転] 7年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】	県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内 セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし
【保証人】	原則として法人代表者以外不要
【担保】	必要に応じて徴する。

### ■経営健全化支援資金（災害対策）

【対象者】	災害により被災し、市町村長のり災証明を受けた方
【限度額】	[設備] 3,000万円 [運転] 3,000万円
【利率】	年1.3%
【期間】	[設備] 10年以内、建物等12年以内 （うち据置1年以内） [運転] 5年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】	県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内 セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし

【保証人】	原則として法人代表者以外不要
【担保】	必要に応じて徴する。

### ■創業支援資金

【対象者】	新規開業予定者及び新規開業者で事業実施のために資金を必要とする方
【限度額】	[設備] 3,000万円 [運転] 1,500万円 ※個人の新規開業予定者の場合は、設備・運転の合計で、自己資金の範囲内で2,500万円（3,000万円※） ただし、創業関連保証を利用できる場合は、1,000万円（1,500万円※）まで自己資金不要
【利率】	年1.3%
【期間】	[設備] 10年以内、自動車5年以内 （うち据置1年以内） [運転] 5年以内（うち据置1年以内）
【信用保証料】	県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内 創業等関連保証、創業関連保証利用の場合は自己負担なし
【保証人】	原則として法人代表者以外不要
【担保】	必要に応じて徴する。
【その他】	・個人で事業を開始する場合は商工会の経営指導員等による経営指導を受ける必要があります。 ・創業等関連保証、創業関連保証を利用できる場合は、原則2,500万円（3,000万円※）まで無担保、無保証人による貸付となります。（法人代表者を除く。） ※産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業による支援を受けて創業を行おうとする方が対象となります。

### ■新事業活性化資金

○事業展開向け

【対象者】	①-a 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 ①-b 中小企業新事業活動促進法の認定事業者（経営革新計画の承認事業者等）、地域中小企業育成プロジェクト事業支援対象事業者、「社員の子育て応援宣言！」を行った事業者（宣言内容に必要な資金に限り、） ①-c 中小企業地域資源活用促進法・農商工連携促進法の認定事業者、長野県地域産業活性化基金・長野県農商工連携支援基金の助成を受けた事業者 ② 先端技術機器の導入、ICTの活用により、業務の合理化を図ろうとする方 ③-a 事業転換・新分野への進出を図ろうとする方又は商品の機能等の大幅な改善を行おうとする方 ③-b 建設業を営む方で、新分野への進出に
-------	---

より事業転換又は経営の多角化を図ろうとする方

- ③-c ③-aのうち、航空宇宙産業、医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器製造業において試作開発から資金回収開始までに相応の期間を要する方
- ④ 事業引継ぎセンターの支援を受けて事業承継計画を策定するなど、事業承継により、既存事業を譲り受けようとする方
- ⑤ 特許権等の取得により、競争力の向上を図ろうとする方

【限度額】 [設備] 1億円 対象者①-b・①-c・③-c・④に該当する場合 1億5,000万円  
[運転] 3,000万円 対象者③-cに該当する場合 5,000万円

【利率】 年2.1% 対象者①-c・④に該当する場合 年1.8%

【期間】 [設備] 7年以内、建物等12年以内（うち据置1年以内）  
対象者①-aに該当する場合9年以内（うち据置1年以内）  
対象者①-b・①-c・③-b・④に該当する場合10年以内（うち据置2年以内）  
対象者③-cに該当する場合12年以内（うち据置5年以内）  
対象者①-b・①-cに該当する場合建物等13年以内（うち据置3年以内）  
対象者③-cに該当する場合建物等17年以内（うち据置5年以内）  
[運転] 5年以内（うち据置1年以内）  
対象者①-a・①-b・①-c・③-b・④に該当する場合7年以内（うち据置1年以内）  
対象者③-cに該当する場合10年以内（うち据置5年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内  
経営革新計画の承認事業者等の場合は自己負担なしとなる場合があります。

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

【その他】 経営革新計画の承認、地域資源の活用、農商工連携については、地方事務所商工観光（建築）課にご相談ください。

○防災・環境調和向け

- 【対象者】
- ① RoHS指令等に対応するための研究開発、生産設備導入等を行おうとする方
  - ② グリーン調達に対応するための研究開発、生産設備導入等を行おうとする方
  - ③ リサイクル施設、公害防止施設、産業安全衛生施設の整備を図ろうとする方
  - ④ 自己使用事業所での吹き付けアスベスト除去を行おうとする方
  - ⑤ 最終処分場の延命化を図ろうとする方
  - ⑥ 事業用建築物の耐震診断又は耐震補強、

機械等の転倒防止を図ろうとする方

- ⑦ 宿泊施設の防火安全対策の機能改善を図ろうとする方 <取扱期間：平成28年3月31日まで>
- ⑧ 地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方
- ⑨ 事業継続計画（BCP）の策定、事業継続計画に基づく対策を行う方

【限度額】 [設備] 1億5,000万円 [運転] 3,000万円

【利率】 年2.1%

【期間】 [設備] 10年以内（うち据置2年以内）、建物等13年以内（うち据置3年以内）  
[運転] 7年以内（うち据置1年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

○次世代産業向け

- 【対象者】
- ① 現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換計画を作成しようとする方で、計画の作成開始から新規事業の開始まで現在の事業の継続が認められる方
  - ②-a 現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換計画を有し、1年以内に新規事業の開始が可能である方又は新規事業開始後1年未満の方
  - ②-b 現在の事業から次の次世代産業のうち、航空宇宙産業、医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器製造業への新規参入・事業転換計画を有し、1年以内に新規事業の開始が可能である方又は新規事業開始後5年未満の方で試作開発から資金回収開始までに相応の期間を要する方

《次世代産業》

環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野

【限度額】 [設備] 1億円 対象者②-bに該当する場合 1億5,000万円

[運転] 3,000万円 対象者②-bに該当する場合 5,000万円

【利率】 年1.8%

【期間】 [設備] 10年以内（うち据置2年以内）、建物等13年以内（うち据置3年以内）  
対象者②-bに該当する場合 15年以内（うち据置5年以内）  
建物等18年以内（うち据置5年以内）

[運転] 7年以内（うち据置1年以内）  
対象者②-bに該当する場合 12年以内（うち据置5年以内）

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担0.44%以内

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担保】 必要に応じて徴する。

## 長野県中小企業融資制度資金一覧表

例えばこんなときご利用ください	資金名		限度額 (組合は別途)	利率 (年)	貸付期間 (上限) ( ) 内建物等	据置 ( ) 内建物等	信用保証料
・早期に借入をしたい ・事業資金が必要な方	中小企業振興資金	一般	設備 1億円 運転 (長期・短期) 5,000万円	2.3% (1年以内2.0%)	設備 7年 (13年) 運転 5年	設備 12月 運転 6月	2.2% 以内
・売掛金債権や棚卸資産を担保として借入をしたい		流動資産担保	運転 5,000万円	2.0%	運転 1年	なし	0.68%
・セーフティネット保証7号 ・売上・収益が減少し、経営安定のために資金が必要	経営健全化支援資金	経営安定対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	2.1%	設備 9年 運転 7年	設備 12月 運転 12月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 セーフティネット保証利用の場合自己負担なし
・セーフティネット保証1～6、8号 ・売上・収益が著しく減少し、経営安定のために資金が必要		特別経営安定対策	設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.8%	設備 9年 運転 7年	設備 12月 運転 12月	
・災害に被災し、資金が必要		災害対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.3%	設備 10年 (12年) 運転 5年	設備 12月 運転 12月	
・これから創業しようとする方 ・創業間もない方	創業支援資金		設備 3,000万円 運転 1,500万円 (新規開業予定者は設備・運転合計で2,500万円。認定特定創業支援事業者にあつては3,000万円)	1.3%	設備 10年 自動車 5年 運転 5年	設備 12月 運転 12月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 創業関連保証・創業等関連保証の場合自己負担なし
・新たな事業展開を図る方 ・経営革新計画の承認を受けた方 ・先端技術機器を導入する方 ・新分野へ進出しようとする方 ・事業を譲り受けようとする方	新事業活性化資金	事業展開向け	設備 1億円 新事業活動促進法認定事業者等の場合 1.5億円 運転 3,000万円 知事が特に認めるものは、 設備 1.5億円 運転 5,000万円	2.1% 知事が特に認めるものは、1.8%	設備 7年、9年、10年 (12年、13年) 運転 5年、7年 知事が特に認めるものは、 設備 12年 (17年) 運転 10年	設備 12月、24月 (36月) 運転 12月 知事が特に認めるものは、 設備 60月 運転 60月	県・市町村補助により自己負担0.44%以内 経営革新関連保証等利用の場合自己負担なし
・商店街の活性化を図ろうとする方 ・地場産業の活性化に取り組む方 ・観光資源を活用して宿泊施設や観光地の活性化に資する施設の整備を図ろうとする方		地域活性化向け	設備 1億円 運転 3,000万円		設備 7年 (12年) 運転 5年	設備 12月 運転 12月	
・環境規制に対応するための研究開発、生産設備導入を行う方 ・事業用建築物の耐震補強を行う方 ・宿泊施設の防火安全対策を行う方 ・地下タンクの流出事故防止対策を行う方 ・事業継続計画 (BCP) の策定、事業継続計画に基づく対策を行う方		防災・環境調和向け	設備 1.5億円 運転 3,000万円	2.1%	設備 10年 (13年) 運転 7年	設備 24月 (36月) 運転 12月	
・工業団地に工場等 (研究開発施設含む) の新設、移転を行う方 ・工業団地内の工場等に新たに設備導入を行う方 ・ICT産業等立地助成金の交付を受け、当該事業に係る施設の新設又は移転を行う方		企業立地向け	設備 3億円 (知事特認 5億円) 研究開発施設の場合 設備 5億円 運転 5,000万円 設備導入の場合 設備 1.5億円 運転 3,000万円	1.8%	設備 15年 設備導入の場合 設備 10年 研究開発施設及び設備導入の場合 運転 7年	設備 36月 設備導入の場合 設備 24月 研究開発施設及び設備導入の場合 運転 12月	
・現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換計画を作成しようとする方 ・現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換を開始する方又は、間もない方		次世代産業向け	設備 1億円 運転 3,000万円 知事が特に認めるものは、 設備 1.5億円 運転 5,000万円		設備 10年 (13年) 運転 7年 知事が特に認めるものは、 設備 15年 (18年) 運転 12年	設備 24月 (36月) 運転 12月 知事が特に認めるものは、 設備 60月 運転 60月	
・節電・省エネルギー対策のための設備の設置等を行う方		節電・省エネ対策向け	設備・運転合計 5,000万円		設備 10年 運転 7年	設備 24月 運転 12月	
・海外へ販路開拓等を行う方		海外展開向け	設備 1億円 運転 3,000万円	2.1%	設備 7年 (12年) 運転 5年	設備 12月 運転 12月	
・認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善を図ろうとする方	経営力強化支援資金		設備 1億円 運転 3,000万円	1.8%	設備 7年 運転 5年、10年	設備 12月 運転 12月	2.0% 以内
・東日本大震災の影響を受け、売上が減少している方	東日本大震災復興支援資金		設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.5%	設備 10年 運転 8年	設備 24月 運転 24月	県・市町村補助により自己負担なし
・法的整理中であるが、事業再生のために資金を必要とする方 ・長野県中小企業再生支援協議会等の支援を受けて再生を図ろうとする方	再生支援資金		運転 5,000万円	金融機関所定	運転 3年、10年	運転 12月 (一部を除く)	県補助により自己負担1.1%以内

## ご利用前にご覧ください。

### [1] ご利用できる方

中小企業信用保険法に該当する中小企業者等（一部業種を除く）  
〔中小企業の範囲〕

業種	資本金	従業員数
下記以外の産業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。)

※原則として県内に事務所・事業所等があり、県内において1年以上継続して事業を営んでいる必要があります(新規開業予定者を対象としている資金もあります)。

※詳しくは信用保証協会又は県産業立地・経営支援課、県地方事務所商工観光(建築)課にご相談ください。

### [2] ご利用できない方

- ・農林漁業、風俗営業飲食業の一部、公益法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等は対象となりません。
- ・信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方(事業再生保証は除く)
- ・手形の不渡り事故を起こし銀行取引停止処分を受けている方
- ・許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ・制度資金を不正に利用したことがある方
- ・経営継続の見込みのない方
- ・悪質な税滞納のある方
- ・営業と家計が分離していない方 等

### [3] ご利用前にご確認ください。

- 信用保証協会の保証付き融資を基本としています。
- 金融機関、信用保証協会の審査により融資のご希望に添えない場合があります。
- 初めて制度資金をご利用になる場合は、事業実態を確認(現地調査)させていただきます。
- 県内に本支店のある都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金、県信連、農協(信用保証協会と契約のある場合に限る)で取扱っております。
- 制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります(貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります。また、貸付から1年を経過していない貸付金の繰上償還は原則としてできません(短期資金は除く))。
- 次の場合は設備資金の対象となりません。

- ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ・不動産のうち、先行投資的なもの又は過剰投資的なもの
- ・既に設置取得等がなされているもの

### [4] 信用保証料補助制度について

- ・経営健全化支援資金、創業支援資金、新事業活性化資金(海外展開向けは除く)、東日本大震災復興支援資金を利用する場合、県と市町村が信用保証料を補助します。利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。
- ・新事業活性化資金(海外展開向けに限る)及び再生支援資金については、県が信用保証料の一部を補助します。
- ・中小企業振興資金及び経営力強化支援資金については、信用保証料補助制度はありません。

【信用保証料の計算方法(県制度資金の場合)】

信用保証料=据置期間分保証料+割賦返済部分保証料

据置期間分保証料=保証金額×据置期間/365×保証料率

割賦返済部分保証料=保証金額×(保証期間-据置期間)/365×保証料率×割賦返済回数別係数

【県制度資金に係る保証を利用した場合(経営健全化支援資金・創業支援資金・新事業活性化資金(海外展開向けは除く)・東日本大震災復興支援資金)】

信用保証料率	割引	県補助割合	市町村補助割合	中小企業支払分保証料割合
(責任共有制度対象) 0.35%~1.90%	有担保 △0.10%	2/5	2/5	1/5
(責任共有制度対象外) 0.40%~2.20%	中小企業会計 △0.10%			

(セーフティネット保証等、県・市町村の全額補助により中小企業者負担がない場合があります。)

### [5] 担保・保証人の取り扱い

- ・法人代表者を除き、原則として不要ですが、次の方を保証人とする場合があります。
  - ① 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込者(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者
  - ② 本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
  - ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等
- ・担保については、原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとしていますが、信用保証協会の保証残高が8,000万円を超えない小規模企業者は、1,250万円まで、無担保・無保証人による貸付が受けられる場合があります。この場合には、法人代表者が保証人となる必要があります。



しあわせ信州

※この掲載内容は、平成27年4月現在の内容ですので、最新の内容は県ホームページ等でご確認いただくか、産業立地・経営支援課又は地方事務所商工観光(建築)課までお問い合わせください。

長野県産業労働部産業立地・経営支援課

(長野県庁5階 ☎ 026-235-7200)



特異な宿場・岩村田宿  
中山道



なかせんどう  
中山道は、江戸時代の五街道の一つで、本州中部の内陸側を経由する路線である。「中仙道」、「仲仙道」とも表記するほか、「木曾街道」や「木曾路」の異称も有した。江戸の日本橋から草津宿まで。草津宿で東海道に合流する。江戸から草津までは129里あり、67箇所の宿場が置かれた。現在の都府県では、東京都・埼玉県・群馬県・長野県・岐阜県・滋賀県にあたる。  
(出展：wikipedia)



中山道佐久の道 披露目頭  
ひろめがしら  
元信州短期大学（現佐久大学）副  
学長・佐久地域文化センター長  
中藤 保則 氏

江戸から数えて22番目の岩村田宿は、中山道六十九次のなかでもかなり特異な宿場である。まず、本陣、脇本陣がない。それに代わるのが龍雲寺、西念寺、法華堂などの古刹、割元名主篠沢家であった。旅籠は8軒（天保14年）と宿場の機能としてはごく小規模なのだが、鍵型に形成された宿場は900m強、家数350軒と信州では3番目に多い。

善光寺道、上州道、甲州道が交わり、三八、一六、五十など市が開かれ、近隣からも多くの人が集まってきた。米穀の集積地であり、交通の要衝、交易の拠点だったのである。

大井氏の下で国府に勝る賑わいといわれた岩村田だったが、1484（文明16）年、村上軍の戦火で城から居住地にいたるまですべて灰燼に帰した。宗家は滅びたが、跡を継いだ大井一族によって復興が進められ、それを加速したのが、甲斐から進出してきた武田信玄である。岩村田は信玄の越後、

上州侵略の拠点となったのだ。

宿場の中心は今の本町商店街で、昭和42年前後に近代化されたが、少し近隣に目を転ずると見どころは少なくない。上州道を進むと五大稲荷のひとつとされる懸崖作りの鼻顔稲荷神社があり、さらには安原には信州味噌発祥の安養寺もある。佐久の地を訪れた一遍上人が行った「踊り念佛」は跡部の西方寺に今も伝えられている。

本町商店街は「日本一元気な商店街」という評判があり、活性化のためのユニークな活動で全国的に知られている。岩村田宿は昔も今も交易の拠点なのである。

ところで『木曾街道六十九次』で英泉の描いた岩村田は、『東海道五十三次』をあわせてもただひとつ極めて特異な絵なのである。英泉が版元への「意趣返し」で描いたという推論もあるが、案外、特異な宿場、岩村田には合っているのかもしれない。



# しあわせ信州食品開発センターがオープンしました



テイスティング棟1階オープンキッチン、試食スペース



4月14日（火）、長野市栗田の県工業技術総合センター食品技術部門に整備された「しあわせ信州食品開発センター」の開所式が行われました。県工業技術総合センターは県産業労働部の現地機関で、県内製造業の発展に寄与するための試験研究機関です。食品技術部門は、県内食品産業等に貢献することを目的として設立されています。

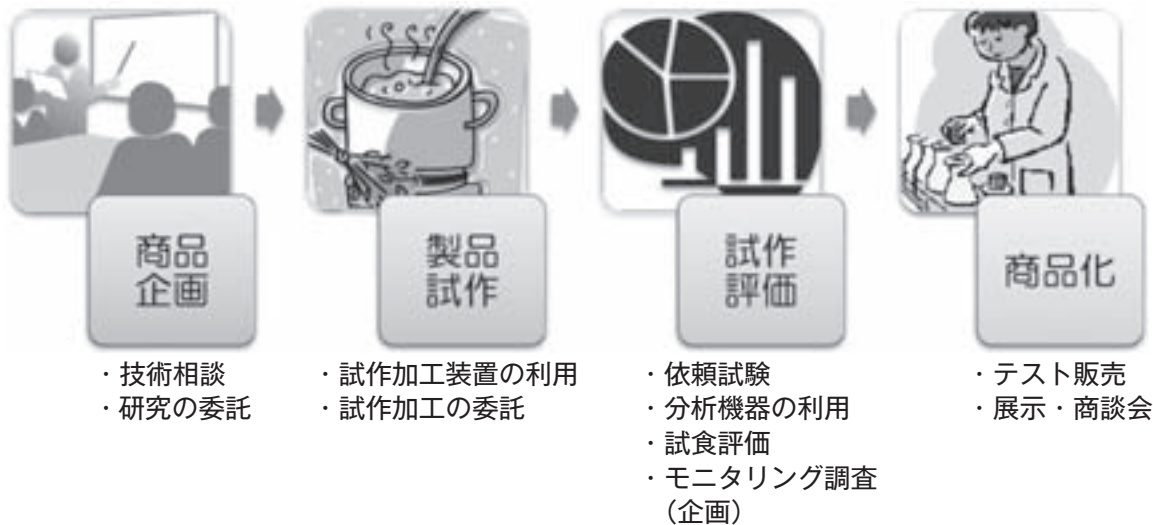


「しあわせ信州食品開発センター」は、信州ブランドの食品づくりを支援するための試作開発・評価機能を備えた食品産業イノベーション拠点です。食品の企画から試作、分析、評価、商品化、販路開拓まで一貫した支援を行います。

開所式には阿部知事が出席し、県の食品産業への支援体制と本センターを活用した食品製造業者等の活性化への期待などを力強く挨拶されました。

室内での式典のあと、本館1階試作開発エリア前で、本会春日会長代行も加わってテープカットが行われました。

県によりますと、「試作開発エリア、テイスティング棟の積極的な利用をお願いしたい」ということです。



長野県工業技術総合センター食品技術部門  
しあわせ信州食品開発センター

所在地／長野市栗田西番場205-1 電話／026-227-3138

# 事業所登録のすすめ！**利用無料**

合同就職面接会は会員・組合員企業のみ参加できます

長野県中小企業団体中央会は、地域中小企業・小規模事業者のニーズに即した若者、女性、シニアの発掘から、紹介・定着までを、上田市の(一財)浅間リサーチエクステンションセンター(AREC、エーレック)と共同で「地域人材コーディネート機関」を形成して、一貫して支援を致します。



中央会は主に「若者」に係わる下記事業を実施しますので、利用をご希望される場合は、事業所登録をお願いします。事業実施の都度、開催案内等の情報提供を行います。

## 人材確保（マッチング）

- ダイバーシティ経営セミナー ●若手人材確保支援セミナー
- 合同企業説明会・合同就職面接会

区分	会場	日程	対象者
連携大学等 合同企業説明会・合同 就職面接会	信州大学工学部	5月26日(火)	2016年3月卒業予定者
	諏訪東京理科大学	6月25日(木)	
	清泉女学院大学	7月8日(水)	
	長野平青学園	7月30日(木)	
	長野大学・長野県工科短期大学校	8月7日(金)	
	松本大学	8月10日(月)	
学外合同就職面接会	松本市 ホテルブエナビスタ	9月16日(水)	30代までの若者(2016 年3月卒業予定者含む)
	長野市 ホテルメトロポリタン長野	9月17日(木)	
	長野市 ホテルメトロポリタン長野	12月24日(木)	
ハローワークとの合同 就職面接会	長野市 ホテルメルパルク長野	10月下旬	2016年3月卒業予定者・ 既卒3年以内未就職者
	松本市 ホテルブエナビスタ	12月初旬	

### ●個別マッチング

無料職業紹介所として地域中小企業と若者、女性、シニアのマッチングを行います。

## 定着支援（早期離職防止）

- 人を大切にする経営セミナー ●経営者向け人材定着セミナー
- 総務・人事担当者向け若手人材定着支援セミナー ●新人社員研修会
- スキルアップ研修会(県内5箇所、若者のための生産管理、原価管理の基礎研修をそれぞれ夜間に開催します)

## インターンシップ

連携大学等の学生の夏休み期間中のインターンシップを仲介します。

## 中小企業魅力発信

「ヒューマンウェブ」で企業情報・求人情報を発信します。

## 登録の手順

登録用紙をホームページ（ [長野県中央会 人材](#) [検索](#) ）からダウンロードしてメール・FAX等でお送りください。

【問い合わせ／登録先】 長野県中小企業団体中央会 人材確保等支援事業係 西村、西條、吉村、戸谷  
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F  
TEL 026-228-1171 FAX 026-228-1184 E-mail jinzai@alps.or.jp

# 好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.39

株式会社マスターマインド（塩尻市）

フードプリンタで世界トップクラス。  
開発の“よろず相談所”的存在を目指す。



フラットデッキ1号機で最初にプリントした看板

## どこにもなかったCDプリンタを開発

凹凸のあるせんべいにオリジナルのイラスト、メッセージがくっきり。それはマスターマインドが世界シェアNo.1を誇る「フードプリンタ」がプリントしたものかも知れません。



試作中の円筒形容器側面全周に直接印刷するプリンタ

同社は1993年、フロッピーディスク、CDなどの情報記録媒体コピー装置およびシステムの開発・製造・販売で創業。数年後、予想外の依頼が舞い込みます。取締役技術本部長の宮下和男さんは次のように当時を振り返ります。

「当時、CD表面に文字等を入れるにはフェルトペンで手書きするしかありませんでした。ソフトウェア会社にとってCDは商品なのにそれでは、と困っていました。ちょうどプリント可能なCDが出てきましたが肝腎のプリンタがない。それで何とかならないかと、プリンタにはまったく素人だった当社に話がきたのです（笑）」

同社が考えたのは「市販のプリンタを改造し、CDの厚さが通る空間を作ればよい」。試行錯誤の末、当時どこにもなかったCDプリンタを開発しました。

それを契機に3～4センチ厚にも対応できるフラットベット・インクジェットプリンタを開発。当初「何にでも印刷できます」というキャッチフレーズで売り込み、その後も客先用途に丁寧に対応するインクジェットプリンタを一台一台作り込んできました。「当社にとってプリンタはあくまで部品。それをどう使うかがアイデアなんです」。

現在同社売上げの7割を占め、世界トップクラスのシェアを誇るのがフードプリンタ。導入先の菓子メーカー等と一緒に開発を進め、要望にスピーディに対応しながら効率的に仕上げています。

## “よろず相談所”的存在を目指したい

創業以来、研究開発に力を入れ、一時は30～40の特許を保持していた同社（現在は10程度に

整理)。研究開発費は「次代」を切り拓いていくために必要な支出ですが、同社を含め中小の開発型企業にとっては、成果が保証されているわけではない費用の捻出は厳しいのも事実です。

同社にとって、既存品の改良では対応しきれない「円筒形容器側面全周に直接印刷するプリンタの試作開発」もそのひとつ。そこで、ものづくり補助金の活用を決めました。

「何とか壁を超えたかった」と宮下さん。そしてこう続けます。「研究に取り組む社員も会社の資金で感じるプレッシャーが少なくてすむ。高い技術にチャレンジできるので積極的な発想が生まれ、モチベーションアップにもつながっています」。

同社の将来展望について、宮下さんは「あそこに頼めば何か出てくると思ってもらえる“よろず相談所”的存在を目指したい」と話します。「ニッチな分野でインクジェットプリンタの技術がどこまで入り込み、いかに市場を見出していけるか。そのためにも、今後も研究開発には力を入れていきたいと考えています」。



「社員の心得」を掲示



## 株式会社マスターマインド

代表者 代表取締役社長 小沢啓祐  
創業 1993（平成5）年5月  
資本金 3,300万円  
本社 塩尻市片丘今泉9828-16



TEL0263-53-3700 FAX0263-54-3739  
事業内容 特殊プリンタの開発・製造・販売・メンテナンス、OEM製品の開発・製造・メンテナンス、プリンタを使用した生産設備の開発、省力化自動システム機器の設計・製造・販売・メンテナンス、電子情報通信並びに情報処理装置（FD/CD-R/DVD他）の開発・製造・販売・メンテナンス

# 好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.40

株式会社ヤマザキアクティブ (坂城町)

産学官連携で“ゆるまないネジ”の開発に成功。  
量産体制を確立し、世界市場を目指す。



ドライブシャフトに「ActiveX」を  
採用し入賞したラリー車

## 吸盤をヒントに“ゆるまない”形状を考案

「今から12年前、トラックのタイヤが外れて起きた人身事故があった。その時どうしてネジは緩むのかと思い、緩まないネジの開発に挑戦しました」。「ゆるまないネジ」で今注目のヤマザキアクティブ。社長の山崎忠承さんはそう切り出しました。



ネジ部分に持たせた空間で  
振動を吸収

同社は1967年、山崎さんが自分の金属切削加工技術を活かそうと坂城町の自動車部品メーカーから独立創業。いち早くNC旋盤を導入するなど技術研鑽に努め、さまざまな金属部品加工を手がけてきました。その中で絶えず悩まされてきたのがコストダウンへの対応。「自分の製品を作りたい」。そんな思いにかられていた12年前、交通事故報道に触れ、ものづくりへの思いに火がつけました。

どこかにヒントはないかと思っていたある日、たまたま風呂でビニール製の吸盤を見て「これは面白い」。内部に空間を持つ吸盤にヒントを得て、ゆるみの原因となる振動・衝撃をそこで吸収するというシンプルな形状を考案します。2005年にはゆるみ止めボルト・ナットの共同研究が信州大学工学部からスタート。さらに長野高専機械工学科、長野県工業技術総合センターとも連携し、ゆるまないボルト・ナット・座金「ActiveX (アクティブクロス)」の開発に成功しました。「ボルト、ナット、座金をすべて手がける会社は全国でも珍しいんです」。

1分間に1780回の縦揺れを17分間行う米国航空宇宙規格NAS3350振動試験や、ドイツの同等規格もクリアする同製品。「従来のナットは面とネジが密接していますが、空間を持たせることで弾性変形により、ネジに振動を伝えない。ゆるむのを抑えるのではなく、ゆるみの原因となる振動を吸収する。もともとの発想から違うんです」と山崎さんは胸を張ります。

## たかがネジ、されどネジ。ネジ一個で商売に

山崎さんはActiveX (アクティブクロス) の評

価獲得を目指し、さまざまな機会、人脈をとらえ、鍛造メーカーや大手自動車メーカーなどへの売り込みに奔走。当初実績がないことで厳しい評価も受けましたが、ねばり強い交渉やマスコミにも取り上げられたことで徐々に受注が拡大。それに合わせ、ものづくり補助金を活用して「新開発ゆるみ止め座金の量産体制確立」にも取り組みました。

そして昨年ついに大手自動車メーカー工場への座金の直接納入が決定。長年の夢が実現しました。「トライアルで使ってもらえるまでに3年かかりましたが、たかがネジ、されどネジ。ネジ一個で商売になるんです」。山崎さんは座金でも競合する海外メーカーに十分に勝算があると自信を深めています。

「これまで開発には1億円以上の投資。助成金がなければできませんでした。そしていかに売るか。とにかくプレゼン、展示会などに積極的に出て行かないとだめ」。2013年には県内8社目となる



経済産業省「新連携事業計画」に認定。メーカー、商社などの連携を進め、世界市場も視野に販路拡大を目指しています。



## 株式会社ヤマザキアクティブ

代表者 代表取締役 山崎忠承  
創業 1952 (昭和27) 年4月  
資本金 2,000万円  
本社 埴科郡坂城町南条2223-2



TEL0268-82-7635 FAX0268-82-8529  
事業内容 「ActiveX (アクティブクロス)」の開発・製造・販売、自動車部品・建設機械部品・油圧部品の製造・販売

# お口の中の乾燥がもたらす 大いなる脅威

医療法人スマイルアート神谷歯科医院 院長 神谷 誠  
<http://www.smileart.biz/>



花粉情報発令！アレルギーや花粉症はすっかり国民病？ですね。

しかしそこにおきている、次のような新しい病気の構図が注目されています。

鼻が詰まる→口で呼吸する→口腔内の乾燥→唾液による防御の破たん→虫歯、歯肉炎！他

これらは、歯磨き不足をはるかにしのぐ、体への深刻なダメージとなりうるのです。

その正体は「怖い免疫の異常」です。

花粉症、喘息、アレルギー、風邪、インフルエンザ等々鼻呼吸ができない状況は多くあります。しかし、自分は口呼吸なんかしていないはずだ、鼻づまりもないし、と自信をお持ちの方も要注意です。意外に問題なのは、何気なく、習慣的に口を開けている状態なのです。無意識、寝ている間でさえも、上下の唇がきちんと合わさっている、閉じあわされて空気が漏れない状態を「リップシール」がされているといいます。まさにチャック付ビニール袋がしまっって空気が漏れないような状態をいうのです。

日中ふと気が付くと口で息をしている、物事に集中するときに口を開けてしまう、激しい運動をされる方、マスク常用の方など、かなり「隠れ口呼吸」は多いのではないのでしょうか。

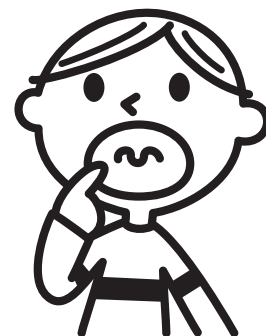
寝ているときに「いびき」をかく方の多くは、口が開いています。朝起きて口の中が粘つくという様子は、歯周病の危険サインですが、口呼吸の兆候を示すものでもあります。前歯に着色しやすい方は、リップシールができていないと考えたほうがよいでしょう。この歯についてのステインはまさに前歯の乾燥の結果であるのです。

乾いた壁と、壁面に水が流れている壁、それぞれに泥水をかけた時の違いを想像してみてください。口呼吸によって乾いた歯面は当然汚れが付きやすいのです。口を開けている方には直接外気が当たる前歯に歯肉炎が認められます。唇が渇く、荒れるとお気づきの方も危険信号です。

ズバリその対策法は、お口の周りの口輪筋をきたえる「あいうべ体操」です。「あ」「い」「う」「べ」の口と舌の形を力をこめて、30回を目安に行うという簡単なものです。

穴が開いて虫歯が傷んでいるときには、痛みを止め、穴をふさいで症状を緩和することが優先されます。しかし「虫歯になったら治療すればいい」とはすでに過去の常識ですよ。

「病気になったら治せばいい」も同じではないでしょうか。もうお分かりでしょうか、予防、健康管理は病んでいないとき、健康な時、元気な時に行うものです。毎年、季節的に鼻が詰まる口呼吸になってしまうという方は、鼻どおりがよい季節に「リップシール」習慣づくりを行ってほしいと思います。



# How To 労務管理



特定社会保険労務士

中村 光子 氏



## 育児休業取得者における 労務管理上の問題と対応策

男女雇用機会均等法や育児介護休業法、労働基準法等の法改正、さらにワークライフバランスの促進等により、近年働く側は育児等と仕事の両立がしやすくなってきたのに対し、企業は就業上制限のある社員に対し様々な配慮が必要となり、労務管理の難しい時代となってきました。最近では、法の解釈の違いや雇用管理が難しいことで、いわゆる「マタハラ」（マタニティーハラスメント）と呼ばれるトラブルが増えています。先日、厚生労働省は「女性が妊娠や出産を理由に退職を迫られたりするマタハラについて、妊娠や出産、復職などから1年以内の降格や契約打ち切りなどの不利益な取り扱い、原則として男女雇用機会均等法などに違反すると判断する」という通達を出しました。これを受け、今回は育児休業取得者の労務管理上の問題と対応策について考えてみたいと思います。

### 1. 育児休業取得者の労務管理上の問題点

育児介護休業法では、育児休業を申出た者は原則として子が1歳に達するまで（例外有）、休業ができるとされています。また、3歳未満の子を養育する者が申出た場合には所定労働時間の短縮措置や時間外労働の免除等、また妊娠中の女性が申出た場合には軽易な作業への転換など、法律上いくつかの制限が必要です。

労務管理上の問題点として具体的には、①復職時に担当部署の空きがない、②復職時に短時間勤務や所定労働時間外等の免除の申出があっては仕事が回らない、③復職後に降格させても良いか、といった相談が会社の方からよく寄せられます。

### 2. 育児休業取得者の労務管理上の対応策

結論から申し上げますと、法に違反することは認められませんが、業務遂行上どうしても申出者の希望通り対処ができないようなとき、不利益変更等が法に違反しないと解される判断のポイントは、①業務上特段の必要性がある場合、②申出者の承諾（同意）を得ている場合です。①の業務上必要の程度もいろいろあるかと思いますが、いざ争いとなったときに判断される基準は、「業務上の必要性＞不利益の程度」です。②の承諾においても、書面で必要事項（不利益取扱いを取らなければならない理由や不利益の程度、将来の取扱い等）を申出者に対しあらかじめ説明し、同意書（承諾）の署名を取っておく必要があります。また、育児介護休業規定等が就業実態に即した内容になっているかという点も労務管理を行っていく上で重要です。

今回は、育児休業者のトラブル対策について簡単に記載しましたが、今後は介護休業者や障害者、高齢者、外国人、長期療養患者等の労務管理対策も必要になっていくことが想定されます。企業としては、どうしても業務上譲れない部分もあるかと思いますが、また復帰後の社員の将来的な活躍を見越して、一定期間は柔軟に対応しようという見方もあるかと思いますが、労使がお互い納得いく働き方ができるよう、しっかり労務管理を行っていくことをお勧めします。

## 「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件を変更します

「特定求職者雇用開発助成金」（特定就職困難者雇用開発助成金、高齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金）は、平成27年5月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

### ◆特定就職困難者雇用開発助成金の助成額を変更します（平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合）

対象労働者		現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額 <sup>*1</sup>	助成対象期間 <sup>*2</sup>
短時間労働者以外	高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	90(50)万円	1年（1年）	60(50)万円	1年（1年）
	身体・知的障害者	135(50)万円	1年6か月（1年）	120(50)万円	2年（1年）
	重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	240(100)万円	2年（1年6か月）	240(100)万円	3年（1年6か月）
短時間労働者 <sup>*3</sup>	高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	60(30)万円	1年（1年）	40(30)万円	1年（1年）
	障害者	90(30)万円	1年6か月（1年）	80(30)万円	2年（1年）

注：（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※1・2 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期～第6期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

### 助成対象外となる基準の追加

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

従来から、ハローワークなどの紹介以前に、事業所と対象労働者との間で雇用の予約がある場合には助成対象外としていましたが、助成対象外の基準を追加します。

#### <新たに助成対象外となる基準>

- ① 代表者などの3親等以内の親族の雇入れ
- ② 雇入れ前の3か月を超える実習などの実施

注：これらの基準に該当しない場合であっても、明らかに職業紹介の前から対象労働者の採用が決定していると判断できる場合には助成対象外となります。

### 平成27年5月1日以降、初回申請<sup>\*</sup>する場合

※初回申請とは平成27年5月1日以降に第1期支給対象期の申請を行うなど、対象労働者について初めて支給申請を行うことをいいます。

### 支給額の算定方法

#### ①実労働時間に応じた支給額の算定

対象労働者の実労働時間が、雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合には、

◆支給対象期6か月間の平均実労働時間<sup>\*1</sup>が最低基準<sup>\*2</sup>以上の場合は、助成額満額を支給します。

◆支給対象期6か月間の平均実労働時間が最低基準に満たない場合は、月ごとの平均実労働時間により助成額を月ごとに算定して支給します。

※1 6か月間に実際に働いた時間を1週間で平均したもの。有給休暇は労働時間に含みます。

※2 対象労働者区分が「短時間労働者以外」の場合は24時間（30時間の8割）、「短時間労働者」の場合は16時間（20時間の8割）

#### ②支給額の算定に必要な賃金額

支給額の算定に必要な賃金額は、従来は支給対象期に支払いのあった賃金額の総額としてきましたが、今後は、**対象労働者が支給対象期に労働した分として支払われた賃金の額**とします。

◆申請に当たっては、対象労働者が支給対象期に労働した分として支払われた賃金に関する賃金台帳などを提出してください。

◆支給申請期間までに支払った支給対象期の賃金額が助成額に満たない場合で、支給申請期間以降に支給対象期の労働についての賃金の支払いがある場合は、該当の賃金台帳などを後日提出することにより、支給額が変更になる場合があります。

詳しくは、長野労働局・各ハローワークにお問い合わせください



# 設備応援みらい保証について

平成26年12月1日より「設備応援みらい保証」の取扱いを開始しました。  
「みらい」へ向けて設備投資を行う中小企業者を応援します！

設備応援みらい保証の概要					
ご利用いただける方	業歴2年以上で、かつ2期以上の確定申告を行い、次のいずれかの要件を満たす方 ① 最近2期の決算において、連続して経常利益（法人）または申告所得（個人）を計上している方 ② 最近2期のいずれかの決算において、経常利益（法人）または申告所得（個人）を計上し、かつ、債務超過でない方 ③ 上記のほか、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画に基づき設備投資を行う方				
保証限度額	2億8,000万円以内（一般保証の範囲内での取扱いとなります）				
対象資金	・設備資金 ・設備導入に附帯する運転資金を含む運転設備資金				
保証期間	・無担保 15年以内 ・有担保 20年以内（ただし、建物のみを担保とする場合は15年以内） ・据置期間 1年以内（特別な理由がある場合は3年以内）				
返済方法	分割返済（ただし、期間1年以内の場合は一括返済可）				
信用保証料	年0.35%～1.80% ※通常より0.1%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です				
貸付利率	金融機関所定の利率				
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要				
担保	必要に応じて提供していただきます				
添付書類	<p>所定の申込資料の他、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画書（設備投資にかかる収支計画書等）の添付が必要となります</p> <table border="1"> <tr> <td>ご利用いただける方 ①または②に該当する方</td> <td>必要に応じて、添付をお願いします</td> </tr> <tr> <td>ご利用いただける方 ③に該当する方</td> <td>添付が必要となります</td> </tr> </table> <p>※書式は、金融機関所定のものをご利用いただけるほか、当協会ホームページ（お客様用書式ダウンロードページ）にも参考例を掲載しています</p>	ご利用いただける方 ①または②に該当する方	必要に応じて、添付をお願いします	ご利用いただける方 ③に該当する方	添付が必要となります
ご利用いただける方 ①または②に該当する方	必要に応じて、添付をお願いします				
ご利用いただける方 ③に該当する方	添付が必要となります				

※信用保証料（通常より低い保証料率でご利用いただける制度となっております）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
設備応援みらい保証	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail [hosyo@nagano-cgc.or.jp](mailto:hosyo@nagano-cgc.or.jp)

# ご存じですか？

## 長野県中央会の共済制度



### ビジネス Jネクスト

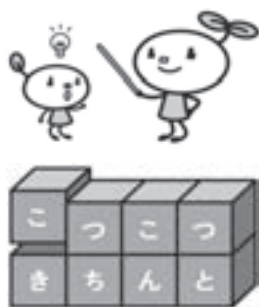
(業務災害補償保険)

事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバーする保険です。長野県中小企業団体中央会のスケールメリットを活かした保険料でご加入できます。

※ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)  
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

※ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)  
取扱代理店 三井生命保険株式会社

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



### 特退共

(特定退職金共済制度)

従業員さまの定着が図れ、全額損金計上で安定した退職金準備ができる共済制度です。

### 生命保険

**『長野県中央会団体扱\*で、月払契約の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも個人契約の保険料が割安になります!』**

\*長野県中央会団体扱とは、長野県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社に払い込む取り扱いのことです。  
※一部対象とならない商品・ご契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

- ※ 記載の内容は、平成27年4月現在の税制等に基づくお取り扱いで、今後変更となる可能性があります。
- ※ 詳しくは、「商品/パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程」を必ずご覧ください。

お問い合わせ・ご案内を  
最寄の三井生命で承っております。

	営業部	住所	電話番号
北信	長野	〒380-0824 長野市南石堂町1282-16	026-226-2820
	松本	〒390-0811 松本市中央1-21-8	0263-35-8519
中信	あづみ野	〒399-8302 安曇野市穂高北穂高2865-2	0263-84-0256
	上田	〒386-0023 上田市中央西1-14-26	0268-24-2755
東信	東御	〒389-0517 東御市県135-1	0268-64-5413
	佐久	〒385-0043 佐久市取出町561	0267-62-0358
	飯田	〒395-0086 飯田市東和町2-33-5	0265-24-4980
南信	諏訪	〒392-0012 諏訪市四賀赤沼1730-1	0266-52-1356

#### 三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8

TEL : 0263-34-3585

B-27-1124 (H27. 4) 使用期限H28. 3 三井-KB-27-75

# 平成27年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

日時 平成27年5月20日(水) 14時  
場所 ホテルメトロポリタン長野

- 第1号議案 平成26年度事業報告承認について  
第2号議案 平成26年度収支決算並びに剰余金処分(案)承認について  
——— 監査報告 ———  
第3号議案 平成27年度事業計画(案)決定について  
第4号議案 平成27年度収支予算(案)決定について  
第5号議案 平成27年度会費賦課基準(案)決定について  
第6号議案 会長・副会長・理事・監事の補充選任について  
第7号議案 創立60周年記念式典の開催について  
第8号議案 中小企業団体全国大会(平成29年度)の開催について  
第9号議案 その他特別に議する件

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。



## 自動車税納期内納付 促進キャンペーン

平成27年度の自動車税の納期限は6月1日(月)です。

自動車税は毎年4月1日に自動車をお持ちの方に納めていただく税金です。自動車税納税通知書が届きましたら、お近くの金融機関、農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、又は地方事務所税務課で納期限までに納めてください。

納税通知書には「納税証明書」がついています。これは自動車の継続検査(車検)に必要なとなりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

長野県(地方事務所)

☆働きやすい職場環境づくり  
「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

わが社にも退職金制度!  
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。  
【お問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

## 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2015

5

No.462

第462号 平成27年5月10日発行  
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)  
発行人 佐々木正孝  
発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町131-10  
長野県中小企業会館内4F  
TEL.026-228-1171  
印刷所 カシヨ株式会社

# その先の夢へ 中小企業とともに。



## 商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定  
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利  
(元本保証)

1年、2年、3年から  
期間が選べる

\\ 安心、確実、お得に増やす //

定期預金

### マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11 TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6 TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル1F TEL:0263-35-6211

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

## 商工中金